

議案第103号

豊臣期石垣公開施設整備工事請負契約の一部変更について

別紙に記載する豊臣期石垣公開施設整備工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

1 契約金額

変更後の契約金額	変更前の契約金額
722,730,500円	591,532,400円

2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	変更前のしゅん工期限
令和5年9月15日	令和5年3月31日

令和4年5月13日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

豊臣期石垣公開施設整備工事請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(別紙)

豊臣期石垣公開施設整備工事請負契約の概要

- | | | |
|---|---------|------------------------------|
| 1 | 工 事 概 要 | 鉄筋コンクリート造地下1階地上1階建建物1棟 |
| | | 建築面積 681.77平方メートル |
| | | 延床面積 794.94平方メートル |
| | | 附帯工事 一式 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市東淀川区菅原7丁目1番21号
株式会社 北陽 |
| 3 | 契 約 金 額 | 591,532,400円 |
| 4 | しゅん工期限 | 令和5年3月31日 |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪府中央区大阪城 |

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。